

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例の体系

第1章 総則	目的（第1条） 基本理念（第2条） 県の責務（第3条） 県民の役割、事業者の役割、地域活動団体の取組、市町への支援及び協力（第4～7条） 推進体制の整備、推進計画（第8～9条）	目的：この条例は、犯罪の防止のための基本となる事項を定め、県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するものです。 基本理念：安全安心なまちづくりは、自主的な活動を基本としながら、県・市町・県民等が連携、協力して推進するものとします。 県の責務：安全安心なまちづくりの総合的施策を定め実施します。 県民・事業者の役割：安全安心なまちづくりについて理解を深め、自らの安全確保に努めるものとします。 地域活動団体の取組：地域の実情に応じて、防犯活動団体と連携し、安全安心なまちづくりの取り組みに努めるものとします。 推進体制の整備、推進計画：安全安心施策を総合的、効果的に実施するために推進体制を整備し、推進計画を策定します。
第2章 犯罪の防止のための自主的な活動の促進	広報及び啓発（第10条） 県民等の自主的な活動の促進、自主防犯団体支援センターの指定等（第11、12条） 高齢者等の安全確保（第13条）	安全安心なまちづくりを促進するため「防犯の日（毎月5日）」及び「安全安心なまちづくり旬間（10月11～20日）」を設定します。 県民等の自主的な活動の促進、自主防犯団体支援センターの指定等：自主活動に必要な情報提供、助言等を行うほか、自主防犯団体の援助を行う自主防犯団体支援センターを設けます。 高齢者、子ども、女性、障害者等が犯罪による被害を受けないようにするため、地域ぐるみによる安全が確保されるように、必要な情報提供、助言等を行います。
第3章 学校等における子どもの安全確保等	学校等における子どもの安全確保、通学路等における子どもの安全確保（第14、15条） 子どもの安全確保等に係る教育の充実（第16条）	学校等の安全確保：幼稚園、小・中・高校、保育所等の設置、管理者は、子どもが犯罪による被害を受けないように安全確保のため体制の整備に努め、県は安全確保のための指針を策定します。 通学路の安全確保：通学路、公園、広場等の管理者、保護者、地域の住民、警察署長等は、連携して、通学路等の安全確保に努め、県は安全確保のための指針を策定します。 子どもが犯罪による被害を受けないようにするため及び犯罪を起こさないようにするための教育の充実を図ります。
第4章 犯罪の防止に配慮した環境の整備等	犯罪の防止に配慮した道路等の整備、住宅の整備（第17、18条） 犯罪の防止等に配慮した情報通信技術の利用（第19条） 防犯カメラの設置及び利用に係る人権への配慮（第20条）	道路等の整備：道路・公園・駐車場等の設置者、管理者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努め、県はその普及、指針を策定します。 住宅の整備：住宅の建築主・所有者・管理者等は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努め、県は必要な情報の提供、助言等と指針を策定します。 携帯電話（スマートフォン、パソコン）端末等を利用する犯罪による被害を防止し、青少年が安全に安心して利用することができるように必要な情報の提供、助言等を行います。
第5章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等	犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等、防犯責任者の設置等（第21、22条） 更生保護活動への支援（第23条）	公共の場所に防犯カメラを設置し利用する場合の指針を策定します。 事業施設の整備等：事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する事業施設の整備に努めるものとします。 防犯責任者：事業者は、従業員に対する防犯教育、防犯設備の維持管理を行う責任者を設置するよう務めるものとします。
第6章 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進	犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進（第24条）	犯罪をした者や非行のある少年が、健全な社会生活を営むことができるよう、更生保護への理解を深めるための活動を促進します。 自転車の利用者は、利用する自転車について、盗難等の犯罪による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとします。 小売、修理等する事業者は、盗難等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する自転車や用具の普及に努めるものとします。
第7章 犯罪被害者等に対する支援	犯罪被害者等に対する支援（第25条）	関係機関、団体と連携して犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援を行います。

犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例

平成25年4月1日施行



安全安心なまちづくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下に、県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動がスムーズに推進できるように取り組んでいきます。



県は、自主防犯活動を応援します！

犯罪の防止のための自主的な活動の促進に努めます

- 県民等の自主防犯意識の向上に向けて、みんなで取り組むための「防犯の日」及び「安全安心なまちづくり旬間」を設けます。
- 自主防犯団体の立ち上げ支援や必要な情報提供等を行います。
- 自主防犯団体を支援するために、自主防犯団体支援センターを設けます。

高齢者・子ども等の安全確保のための取り組みに努めます

- 高齢者等が犯罪の被害を受けないよう地域ぐるみの支え合いに取り組みます。
- 学校、通学路における子どもの安全確保のための指針をつくるほか、子どもが犯罪に遭わない・起こさないよう教育の充実に努めます。

犯罪の起きにくい環境づくりの取り組みに努めます

- 道路、公園、駐車場や住宅で犯罪を防ぐための指針をつくります。
- プライバシーに配慮した防犯カメラの設置するための指針をつくります。
- 事業者が犯罪に遭わないために情報提供等の必要な措置を講じます。また事業所における防犯責任者の普及に努めます。

自転車利用時の犯罪による被害の防止の促進に努めます

- 自転車に係る盗難等による被害を防止するために必要な情報提供等や防犯登録の促進に取り組みます。
- 自転車の盗難被害防止のための器具等の普及に努めます。



安全で安心な愛顔あふれる「えひめ」づくり

「あいさつ」で明るいまちづくり

- ★ 「おはようございます」「こんにちは」などあいさつで、家族・地域のつながり（絆）づくりを！
- ★ 元気なあいさつは、活気がある明るいまちにしてくれます。※ あいさつは、コミュニケーションの基本！

地域安全マップ作り

- ★ 地域のよいところを再発見しながら、危険なところの把握を！
- ★ マップづくりで、危険を感じ取る力を身に付けよう！

青色防犯パトロール

青色防犯パトロール（青パト）活動は、安全で安心なまちづくりの主役です！

きれいな公園

- ★ 見通しがよく、ゴミや落書きのない公園、トイレも明るく清潔に！（子どもの楽しそうな声が聞こえ、ボランティアや近所の老若男女が井戸端会議）

ついでにパトロール

犬の散歩やジョギング、買い物などのついでにパトロールは日常生活のなかで無理なくできるので、多くの人が気軽に参加することができます！

お店の防犯①

人の弱みに付け込む、振り込め詐欺防止のため、ATMで声かけをしています

お店の防犯②

- ★ 元気に「いらっしゃいませ」の声かけが、お客さんとのコミュニケーションを育み、さらに防犯効果もアップ！
- ★ 整理整頓は、お店の中と駐車場・自転車置き場で、見とおしアップ！
- ★ 見えないところは、ミラーや防犯カメラを！

みんなで防犯意識を高めよう！

「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」
◆ 家族で、学校で、職場で、地域で話しあいませんか？

まもるくんの会社

こども110番
〇〇番、〇〇番

まもるくんの家・会社・車

子ども達に、いざというとき駆け込める「まもるくんの家や会社（車）」を、教えよう！

フィルタリング

子どもにパソコンや携帯電話を使わせるときは、有害な情報から守るフィルタリングの活用を！

スキをつくらない習慣①

- ～鍵掛けは、防犯の第一歩！～
- ★ 外出のときは、ちょっとのお出かけでもドア・窓の施錠を！ ご近所への声かけを！
- ★ 家の囲いは、低い庭木やフェンスを！ だるまが潜む場所をなくそう！

道路等のライトアップ

- ★ 道路や公園、駐車場は、樹木や植栽の手入れで、見とおしアップ！
- ★ 街路灯、門灯で夜道も明るく！

スキをつくらない習慣②

- ～鍵掛けは、防犯の第一歩！～
- ★ 車から離れるときは、ドアロックを！ 貴重品を置いたままにしない！
- ★ バイク・自転車は駐輪場へ、路上に止めない、カギは確実に、ツーロックを！

犯罪被害者支援自販機

KATUKO PHOTO